

朝霞市特定事業主行動計画 令和5年度の実施状況

朝霞市特定事業主行動計画（令和2年度～令和6年度）に基づき、令和5年度の実施状況をお知らせします。

○子育てのための職場環境づくりに関する取組

1 妊娠中及び出産後における配慮

計画では、出産の前後における特別休暇等の制度や健康、安全に対する配慮を定めています。令和5年度においては、制度に関する説明冊子としてイントラネットへ掲載している「朝霞市子育て応援マニュアル」をもとに、該当者本人への説明を実施し、周知を図りました。

2 男性の子育てのための休暇等の取得促進

計画では、父親となる男性職員が、子どもの出生時に取得できる特別休暇及びこれと合わせた年次有給休暇の取得、男性の育児休業の取得の促進を定めています。令和5年度においては、引き続き「朝霞市子育て応援マニュアル」をイントラネットに掲載するとともに研修時に制度に関する説明を行うなど、全職員にその促進について周知しています。また、個別に該当者本人へ説明を実施し、取得促進を図りました。

男性職員の休暇取得状況（令和5年）

妻の出産休暇	育児参加休暇	子の看護休暇
7人（計12日2時間）	8人（計38日2時間）	147人（計648日4時間）

3 育児休業を取得しやすい環境の整備等

計画では、（1）男性の育児休業等の取得促進、（2）育児休業等の制度の周知、（3）育児休業等を取得しやすい雰囲気の醸成、（4）育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援、（5）育児休業等を取得した職員の代替要員の確保等を定めています。令和5年度においては、説明冊子の配布、イントラネットへの掲載、制度に関する研修等での説明、所属長への働きかけ、代替要員としての会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム）の任用などを行いました。

また、育児休業等の取得率を令和6年度までに女性については100%、男性については50%とすることを目標としています。令和5年度の女性の取得率は100%、男性の取得率は85.7%となりました。

育休取得率	目標値	令和5年度
女性	100%	100%
男性	50%	85.7%

4 時間外勤務の縮減

計画では、（1）意識啓発・ノーカンパニーの徹底等、（2）事務の簡素合理化の推進、（3）時間外勤務の縮減のための取組、（4）健康面への配慮等を定めています。令和5年度においては、ノーカンパニーのパソコンへのポップアップ表示、インターネットへ「時間外勤務縮減意識チェックシート」を掲示するとともに、時間外勤務の時間数の多い職員に産業医による健康相談を行いました。

また、時間外勤務の時間数の多い職員の所属長に対し、ヒアリングを実施し、特定の職員に時間外勤務が集中しないよう指導を行いました。

なお、時間外勤務縮減指針に定められている職員1人当たりの1年間の時間外勤務時間数の上限時間である360時間を超える者については、以下のとおりです。

年360時間を超える時間外勤務をした者

令和5年度
24人

5 休暇の取得の促進

計画では、（1）年次休暇等の取得の促進、（2）連続休暇等の取得の促進、（3）子どもの看護を行うための特別休暇の取得の促進について定めています。令和5年度においては、連続休暇の取得を促進するため、年に1回は連続して休暇を取得する「年次休暇の連続取得制度（フリーバカンス休暇）」を全職員に周知するとともに、勤怠管理システムを活用し、所属や職員課で休暇の取得状況を把握・管理を行いました。

また、年次休暇の取得日数を令和6年までに平成30年比で20%増加させ16.1日とすることを目標としています。令和5年の取得日数は15.6日となりました。

職員1人当たりの平均年次有給休暇取得日数

令和5年
15.6日
対30年比 16.4%増

○その他の次世代育成支援に関する取組

市役所や市施設利用者への取組等

計画では、乳幼児を連れた来庁者に対する環境整備を定めています。実施項目にある、トイレやベビーベッド、授乳室、座って利用できる低いカウンターの設置などハード面を整備し、子ども連れの来庁者の方に対して適切な接遇を行っています。